

平成21年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成21年3月2日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第93号 瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第2号 もとす広域連合規約の変更について
- 日程第7 議案第3号 字区域の変更について
- 日程第8 議案第4号 財産の低額譲渡について
- 日程第9 議案第5号 瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第7号 瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第8号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第9号 瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 瑞穂市給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第17 議案第13号 平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第14号 平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第15号 平成20年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第16号 平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第17号 平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第18号 平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第23 議案第19号 平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第24 議案第20号 平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第21号 平成21年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第26 議案第22号 平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第27 議案第23号 平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算
 日程第28 議案第24号 平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
 日程第29 議案第25号 平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
 日程第30 議案第26号 平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
 日程第31 議案第27号 平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
 日程第32 議案第28号 平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
 日程第33 議案第29号 平成21年度瑞穂市水道事業会計予算
 日程第34 議案第30号 市道路線の認定及び廃止について
 日程第35 発委第1号 瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則について
 日程第36 瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	清水 治	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一成
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武雄
9番	山田 隆義	10番	広瀬 捨男
11番	松野 藤四郎	12番	土田 裕
13番	小寺 徹	14番	若井 千尋
15番	小川 勝範	16番	堀 武
17番	星川 睦枝	18番	藤橋 礼治
19番	若園 五朗	20番	広瀬 時男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	豊田 正利
教育長	横山 博信	企画部長	奥田 尚道
総務部長	新田 年一	市民部長	松井 勝一

福祉部長	石川秀夫	巢南庁舎 管理部 長	福野正
都市整備部長	松尾治幸	調整 監	水野幸雄
環境水道部長	河合信	会計管理者	広瀬幸四郎
教育次長	林鉄雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷺見秀意	書 記	清水千尋
書 記	棚瀬敦夫		

開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成21年第 1 回瑞穂市議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号16番 堀武君と17番 星川睦枝君を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第 2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月24日までの23日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 3 月24日までの23日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

7 件を報告します。

まず、4 件につきましては驚見事務局長より報告させます。

議会事務局長（驚見秀意君） 議長にかわりまして、4 件報告いたします。

まず 1 件目は、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成20年11月分と平成20年12月分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないと認められました。なお、学校給食事業特別会計の歳入の負担金において、収入に対する調定の時期に遅延が見受けられるので留意されたいとの報告でした。

関連して 2 件目ですが、地方自治法第199条第 4 項の規定による定期監査の結果報告を、同条第 9 項の規定により監査委員から受けております。監査は12月24日に穂積中学校を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。

また、地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助の監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は1月26日に財団法人瑞穂市施設管理公社及び企画財政課を対象に実施されました。監査の結果は、同公社に対する出捐金に係る出納その他事務はおおむね適当に処理されているものと認められたが、次の2点について検討願いたいとして、1点目に、平成20年度に予算計上された給与手当について、正規職員を採用するために予算計上されたものであるが、いまだ採用されず執行されていない。今後の公益法人のあり方等早期に検討され、事務・業務の運営に支障を来さぬよう計画的に執行されたい。2点目として、事務局については、事務局組織規程第2条に「瑞穂市役所内に事務局を置く」と規定されているが、現在、事務局は巢南公民館内に置かれているとのことでした。このほか、業務委託をしている各施設の使用料において、前納にもかかわらず未納が多いことから、委託契約書について検討したところ、業務の範囲は仕様書に定められ、「収納事務 細部については担当職員の指示による」となっており、未納者についての委託は明確になっていない。施設管理公社では未納者が把握できれば対応できるとのことであるので、担当課において早急に対策を講じ、善処していただきたいとの報告でした。

3件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。

2月10日に同組合の平成21年第1回定例会が開催されました。提出されたのは、平成20年度補正予算、平成21年度分賦金額及び分賦方法を定める議案、平成21年度当初予算の3件でした。

平成21年度分賦金額及び分賦方法を定める議案は、搬入量割の実績を平成18年度ベースから平成19年度ベースに改める内容です。

平成21年度予算については、総額が18億1,406万9,000円となりました。歳入の主なものでは、衛生手数料で2,275万円の減額、これは、ごみの搬入量が減少傾向にあり、減少率から算出したものです。また、財政調整基金繰入金で6,800万円の増額、これは、歳出の増額分を各市町の財政事情を考慮し、負担金ではなく基金から繰り入れたことによるものです。歳出の主なものでは、衛生費の施設建設費で4,290万9,000円の増額、これは最終処分場の建設に伴う基本設計業務などの委託料によるものです。平成20年度当初予算と比較すると3,956万5,000円、率にして2.2%の増となります。一方、当市の平成21年度負担金は3億2,967万円で、平成20年度に比べて691万8,000円、2.1%ほどふえており、全体の約22%を占めています。

これら3議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

4件目は、市議会議長会関係の報告です。

1月28日に第261回岐阜県市議会議長会議が各務原市で開催され、議長と私の2人が出席しました。会議では、平成20年7月2日から平成21年1月27日までの会務報告の後、平成21年度予算を定める議案など7議案が審議され、いずれも可決されました。以上でございます。

議長（小川勝範君） 5件目は、平成21年第1回もとす広域連合議会定例会について、星川睦枝君から報告願います。

17番 星川睦枝君。

17番（星川睦枝君） 17番 星川睦枝です。

議長より御指名をいただきましたので、平成21年第1回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告いたします。

第1回定例会は、2月16日から20日まで5日間の会期で開催されました。

今議会に広域連合長から提出された議案は13件で、内訳は、条例の制定を行うもの1件、条例の一部改正を行うもの2件、平成20年度の補正予算5件、平成21年度の当初予算5件でした。

条例の制定については、もとす広域連合介護従事者処遇改善臨時特例基金を設置するもので、介護従事者の処遇改善を図るための平成21年度の介護報酬の改定に伴い、介護保険料の急激な上昇を抑制するため基金を設置するものです。

条例の一部改正については、大和園の業務について、利用者増加に伴う職員の勤務体制整備及び利用者の安全性確保のため、もとす広域連合職員の定数を102名から104名に増員するものと、介護保険法の規定に基づき、平成21年度から平成23年度までの介護保険料率を設定するものです。

予算関係については、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、療育医療施設特別会計、衛生施設特別会計の五つの会計で、平成20年度補正予算を定めるものと平成21年度当初予算を定めるものです。平成21年度当初予算の総額は、5会計の合計で62億6,479万9,000円です。これは平成20年度当初予算に比べ、金額が2億7,724万6,000円の増額、率では4.6%の増となっております。

当初予算の概要をかいつまんで申し上げますと、一般会計では総額で7,382万円となりました。主なものは、インターネット用パソコン設置による33万円の増額などで、平成20年度当初予算と比較すると190万6,000円、2.7%の増額となります。

介護保険特別会計では総額46億2,694万9,000円となりました。主なものは、介護保険給付費の3,876万6,000円の減で、これは、実績をもとに算定した施設介護サービス給付費1億269万9,000円の減や、地域密着型サービスの民間事業所の増加などによる地域密着型介護サービス給付費2,936万1,000円の増などによるものです。また、新規に成年後見制度利用支援事業として60万円の増などがあります。平成20年度当初予算と比較すると5,365万7,000円、1.1%の減額となります。

老人福祉施設特別会計では、通所介護事業と認知症通所介護事業の介護職員各1名の増による約900万円の増、短期入所生活介護事業の介護嘱託員1名減による250万円の減、日々雇用職員3名増による355万8,000円の増、施設介護事業の看護職員1名増による約540万円の増、ま

た、車いす搭載スロープつき軽自動車購入による161万円の増やリフト自動車購入による360万円の増などで、平成20年度当初予算と比較すると5,381万7,000円、6.2%の増額で9億2,611万7,000円となりました。

療育医療施設特別会計では、新規の幼児療育センター建設整備事業による2億8,272万6,000円の増などで、平成20年度当初予算と比較すると2億7,284万8,000円、263.6%の増額で3億7,635万円となりました。

衛生施設特別会計では、財政調整基金積立金2,836万5,000円の減や施設の修繕料3,000万円の増などにより、平成20年度当初予算と比較すると233万2,000円、0.9%の増額で2億6,156万3,000円となりました。

五つの会計を合計した瑞穂市の負担金は5億178万9,000円となり、平成20年度当初予算に比べ4,376万7,000円、9.6%の増額となります。

提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、所管の常任委員会に審査を付託し、2月20日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑、討論、採決を行い、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、平成21年第1回もとす広域連合議会定例会の報告とさせていただきますが、これら定例会の議案書及び詳細な資料は議会事務局に預けてありますので、御希望の方はごらんください。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（小川勝範君） ありがとうございます。

以上、報告した5件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんいただきたいと思います。

6件目は、2月18日、厚生常任委員長から継続審査となっていた議案第93号の審査報告がありました。これについては後ほど議題としたいと思います。

最後7件目は、お手元に配付しましたとおり、本日、議会改革検討特別委員会委員長から発委第1号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についてが提出されました。これについても後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私の方から行政報告並びに報告をさせていただきます。

まず行政報告でございますが、平成21年第1回岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会についてであります。

去る平成21年2月18日、岐阜市柳津公民館大会議室において平成21年第1回岐阜県後期高齢

者医療広域連合議会定例会が開催され、瑞穂市の議員として出席しましたので、その状況について報告をいたします。

連合長提出議案は11件であり、すべて可決・承認されました。また、議員提案の議案が2件あり、議員議案第1号については否決され、他の1件は可決されました。

それでは、議案番号順に沿って、概要を報告いたします。

議案第1号平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額はそれぞれ2億5,895万2,000円とするもので、歳入については、市町村からの分担金及び負担金で2億3,744万6,000円、基金の預金利子による財産収入が11万1,000円、前年度からの繰越金が1,939万2,000円、その他として諸収入が200万3,000円です。歳出は、議員報酬等の議会費188万円、職員の人件費等の総務費2億5,607万2,000円、予備費100万円であります。

議案第2号平成21年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,881億7,425万1,000円とするものでございます。歳入については、市町村で徴収した保険料等を含む市町村支出金が317億6,678万円、療養給付費の公費負担分として国庫支出金、県支出金で735億8,196万3,000円、現役世代からの支援金である支払基金交付金及び高額医療費の共同事業として特別高額医療費共同事業交付金で798億987万6,000円となります。その他として、基金から繰入金10億5,404万6,000円、繰越金が17億3,558万5,000円、第三者納付金等の諸収入2億2,600万1,000円とするものであります。歳出については、主として電算委託料等の総務費が5億2,118万7,000円、療養給付費として1,861億1,815万6,000円で、前年度予算より12.6%の伸びとなっております。財政安定化基金拠出金及び特別高額医療費共同事業拠出金として2億1,652万5,000円、ぎふ・すこやか健診で市町村に委託する保険事業として3億8,251万9,000円、また、保険料の還付及び還付加算金の諸支出金が914万5,000円、予備費が9億2,671万9,000円でございます。

議案第3号平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ257万3,000円を減額し、4億2,481万3,000円とするものでございます。歳入については、基金利子の増額で7万5,000円、財政調整基金からの繰入金264万8,000円を減額するものです。歳出については、総務費において基金利子の積み立ての増額が7万5,000円、特別会計の事務費に対し民生費の繰出金264万8,000円を減額するものでございます。

議案第4号でございます。平成20年度岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億3,823万3,000円を増額し、1,689億2,806万8,000円とするものです。歳入については、保険料負担金として市町村支出金1億605万6,000円を減額し、制度円滑運営事業費補助金等で国庫支出金13億1,143万2,000円を

増額します。また、基金からの繰入金などで3,285万7,000円を増額するものでございます。歳出は、特別対策に関する不用となった経費等として総務費1,125万2,000円を減額し、制度円滑運営臨時特例交付金12億4,948万5,000円を基金に積み立てるものでございます。

議案第5号岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正に伴い職員の勤務時間を改正するもので、一般職の職員の1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に、また、それに伴い週休日及び勤務時間の割り振り、休憩時間の改正を行うものであります。

議案第6号岐阜県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。地方公務員の育児休暇等に関する法律の一部改正に伴い改正するもので、一般職の職員の1週間の勤務時間を40時間から38時間45分に改正することに伴い、育児短時間勤務について、交替制勤務職員の勤務時間についても、週休日に応じて1週間当たりの勤務時間を改正したものです。

議案第7号岐阜県後期高齢者医療広域連合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償の支給を定めた条例のうち、該当条項を移動し、文言の整理をするものでございます。

議案第8号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例についてであります。高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を基金として積み立てることができるよう改正したものでございます。

議案第9号岐阜県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」の政府決定の通達により、7割軽減世帯に属する被保険者で一定要件に該当する場合は、均等割額を9割軽減とすることを新たに定めるものでございます。

議案第10号岐阜県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてでございます。委員の任期満了につき、大垣市寺内町4丁目174番地の阿部隆正氏を後任の委員として選任するため、議会の同意を求められたもので、選任同意されました。

議案第11号岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議員の報酬の支払い方法等が他の行政委員会の委員と支給方法を明確にするため、「報酬」を「議員報酬」と文言修正するものでございます。

議員議案第1号でございます。岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。議員に対する報酬の支給に当たり、住民感情、特に高齢者の気持ちを考えると、金額の多寡を問わず議員報酬は支給しないものというもので

ありますが、討論では、報酬は地方自治法に定められているとして、改正に反対する討論がある一方、改正に賛成する討論もありました。採決では、賛成12、反対32で否決されました。

議員議案第2号岐阜県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会活動の範囲を明確にするため、議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けるための改正でありました。

以上が議案の報告であります。

その後、一般質問はありませんでした。

定例会の内容は以上であります。詳細につきましては、医療保険課に資料が保管されておりますので、ごらんをいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、報告第1号でございます。専決処分の報告についてでございます。瑞穂市十七条地内で公用車が起こした物損事故につき、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

以上で行政報告並びに報告を終わらせていただきます。

議長（小川勝範君） これで行政報告は終わりました。

日程第4 議案第93号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第93号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 松野藤四郎君。

厚生常任委員長（松野藤四郎君） 議席番号11番 松野でございます。

審査報告をいたします。

平成20年第4回瑞穂市議会定例会において厚生常任委員会に付託されました議案第93号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について、閉会中の継続審査となっておりましたが、1月15日と2月6日、2月18日に委員会を開催し、慎重に審査しましたので、会議規則第39条の規定により、その経過及び結果について報告いたします。

厚生常任委員会は、1月15日午後1時30分から議員会議室で開会し、全委員が出席し、執行部から市長、副市長、市民部長、福祉部長、巢南庁舎管理部長、児童高齢福祉課長の出席を求め、審査を行いました。

委員会の審査では、祝い金の減額の幅、対象となる年齢や居住年数の条件、改正による対象者の受けとめ方、商品券の提案、敬老事業全体の検討などについてさまざまな意見が出されました。このため、今回の意見は持ち帰り、各委員でさらに熟慮し、また各会派であわせて検討

する必要があるので、再度、日を改めて委員会で審査することとしました。

日を改め、2月6日午後1時30分から議員会議室で委員会を開会し、全委員が出席し、執行部から市長、副市長、市民部長、福祉部長、巢南庁舎管理部長、児童高齢福祉課長の出席を求め、審査を行いました。

前回の審査の経過を踏まえ、各委員や会派で検討した意見を持ち寄りました。審査では、祝い金を下げるよりも先に行政の事務事業の無駄を検討すべきではないか。敬老精神の高揚を図るためには、まず敬老事業全体を考える必要がある。他市町並みということだけを考えるべきではない。居住年数の条件を長くするのは差別と受け取られるのではないか。99歳は減額し、無理のない予算の範囲で対象年齢を下げてはどうかなどの意見が出されました。意見の調整を図るにはさらに時間が必要であるため、再度、日を改めて委員会を開催することとしました。

日を改め、2月18日午前9時30分から議員会議室で委員会を開会し、全委員が出席し、執行部から市長、市民部長、福祉部長、巢南庁舎管理部長、児童高齢福祉課長の出席を求め、審査を行いました。

これまでの審査の経過を踏まえ、今回出された意見としては、これまでにたくさんの意見が出されたが、個々の意見について話し合いをするべきではないか。やはり祝い金を下げるよりも前に行政の事務事業の無駄を点検するべき。当初は祝い金の減額もやむを得ないと考えたが、敬老事業全体を検討せず、祝い金だけ減額するのは反対。地域のお年寄りには祝い金がもらえることを楽しみにしている方がいるなどがありました。

審査の経過を受け、この後討論に移り、1人の委員から、敬老会の充実を図るなど敬老事業全体をまず考えて、お年寄りが納得される形で提案するべきで、祝い金だけ減額するのは反対との反対討論がありました。また1人の委員から、今回の提案は、執行部と委員会が協議し、十分な時間をかけて取り組んできたもの。また、継続審査を出した時点では全委員が修正案を出すことで一致しており、そのためにこれまで時間をかけて審査をしてきた。原案はもう少しいい形にしたいが、否決するつもりはなく、妥協ではあるが、原案に賛成したいとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数で否決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成21年3月2日、厚生常任委員長 松野藤四郎。以上でございます。

議長（小川勝範君） これより議案第93号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決は、起立採決とあわせ採決システムも使用し、賛成または反対のボタンを押していただくよう、よろしくお願ひします。反対者も賛成者も必ずボタンを押していただきたい。

これから議案第93号を採決します。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。

議案第93号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔発言する者あり〕

議長（小川勝範君） 静粛に願ひます、静粛に。本会議中です。

採決が確認できませんので、ここで暫時休憩をいたします。そのまま休憩してください。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

議案第93号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願ひます。

起立少数で否決されました。

日程第5 議案第1号から日程第34 議案第30号までについて（提案説明）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第1号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第34、議案第30号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 平成21年第1回瑞穂市議会定例会を開催しましたところ、議員の皆さん方におかれましては御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

ここに新年度予算並びに多岐にわたる議案を御審議いただくに当たり、私の所信の一端を申

し述べさせていただきます。

さて、昨年のサブプライムローン問題、リーマン・ブラザーズの破綻によるアメリカ発の金融危機は急激に全世界に波紋をもたらし、それこそ「100年に1度という未曾有の経済危機」とマスコミが報じるほど、かつてない全世界への金融危機が広がり、世界的同時経済不況は日増しに増幅しつつあります。その影響度が現実的にどの程度及ぶのか把握しかねる状況下における予算編成となり、国におきましても、こうした経済情勢に対応するため、生活者の暮らしの安心、金融・経済の安定強化及び地方の底力の発揮を施策に掲げ、大型景気対策の補正予算、そして新年度予算の編成がなされておりますが、さらに追加の補正予算の必要性も既に論議されるほど、まことに混迷を極めた経済状況であります。

そのような中で、本市としましては、国の示す地方財政計画等の内容を精査しながら、歳入の確保を見きわめつつ、一方では、税収等の歳入を詳細に検討を加えて財源の確保を図りまして、対応していかなければならない現下の課題や事業には積極的に予算を配分し、新年度の予算編成に当たってまいりました。とはいえ、日が変わりで状況が変化する政治・経済情勢に対応するには、今後の動向を注視し、新年度予算を執行していく必要もあると痛感しているのが実情でありますので、今後、議会の皆様方の御理解、御協力を冒頭をお願いしておきたいと思っております。

さて、昨年9月に瑞穂市民の心の理想、規範、目的となる「瑞穂市民憲章」の制定を見ました。合併以来、瑞穂市民の心のよりどころとするものが希薄でありましたが、市民憲章の制定により、市民一人ひとりがふるさと瑞穂市に誇りを持ち、住みよいまちづくりに参加するための行動目標ができ上がったものと考えております。これを柱にさまざまな事業を展開することが可能になったと深い感慨に思いをはせているところでありますが、一方では、生活基盤である地域の身近な道路等についても随分整備を行ってきておりまして、市民の方からも、明るくなった、通りやすくなったとの言葉が寄せられているのも事実であり、そうしたインフラ整備の重要性も改めて感じておるところであります。

また、昨年度から建設を進めてまいりました地域の触れ合いの場、地域づくりの拠点となります本田コミュニティセンターが3月に完成します。さらに、別府保育所東館の子育て支援センターの改修も終わり、7月には子育て相談、子育てサークル活動など、市民参加の子育ての場として利用していただけるよう準備を進めております。こうした諸事業の延長上に新年度の事業も組み立てられているということをご理解賜りたいと思っております。

新年度予算は、一般会計が163億6,000万円であります。昨年度の当初予算が137億8,000万円ですので、25億8,000万円の増、率にしますと18.7%の大きな伸びになっております。また、特別会計においては、7会計の合計が52億2,567万円で、昨年度が54億5,307万円でございますので、2億2,740万円の減となり、率にしますとマイナス4.2%であります。また、企業会計、

すなわち水道事業会計ですが、8億1,856万4,000円の予算額で、昨年度が6億6,824万3,000円でございますので、額では1億5,032万1,000円の増であり、率では22.5%の増であります。全会計トータルでは224億423万4,000円となり、昨年度が199億131万3,000円ですので、額では25億292万1,000円の増、率では12.6%の大きな伸びとなっております。

個別会計の御説明は後の詳細説明でお話しするとしまして、基本的な考え方を述べますと、行財政環境は非常に厳しい状況ではありますが、国の財政出動を活用しながら、必要な事業には積極的に予算配分をした結果、通常年に比べて大型予算となりました。

その主な理由は、生徒の増加と耐震化に対応するため、穂積中学校の校舍整備事業の16億6,800万円、若年層世帯の増加に伴う保育施設の整備として牛牧第2保育所の増改築事業4億400万円が大きな増額要因となっております。しかし、予算の組み立てについては、瑞穂市総合計画の基本計画の6章から成る柱をベースにして、私の掲げておりますマニフェストをリンクさせて着実に事業化をしておりますので、その柱に沿って主な事業を御説明申し上げたいと思います。

まず、第1章の「安全で快適なまちづくり」事業でございますが、これは、マニフェストでも明記させていただいております街路灯・防犯灯の公設公営であります。自治会連合会より公設公営の要望もありましたことなどから、予算に盛り込んでおります。今後3カ年で設置基数も暫時増設して、明るい、安全・安心なまちづくりが担保される住環境を創出できると考えておるところでございます。

また、防災行政無線整備事業として、パンザマスト増設等で8,200万円の大きな金額を計上いたしております。

さらには、基盤整備として道路橋梁整備では、市内環状道路として、古橋・宝江地内の道路整備や下犀川橋梁工事を進めてまいります。

まちづくり交付金事業では、平成21年度で穂積駅周辺地区の歩道等整備事業を完成させ、瑞穂中央地区の歩道橋設置等の事業は平成23年度をめどに完成させてまいります。

また、先般、瑞穂市上下水道事業審議会の答申も受けたところで、河川の水をきれいにしたという願いは市民だれもがひとしく願うところでございますが、現実には、家庭からの生活排水が河川を汚している現況という実態を直視すれば、この答申を真摯に受けとめ、いち早い汚水処理計画の策定と実施が求められるところと考えておりますので、議会の皆様方の御理解もよろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、第2章の「心豊かな住みよいまちづくり」事業でございますが、住環境整備では、現在、廃棄物減量等運営審議会で御審議をいただいているところでございます。当審議会よりの答申を受けて、瑞穂市のごみ収集減量対策を進めてまいり所存でございます。

また、本年6月からレジ袋の有料化も始まる運びとなり、CO₂削減対策にも資する事業を、

おくれげながら企業及び市民の皆様の御理解を得てスタートします。

また、自然環境の保全・整備事業として、市内を貫流する12本の1級河川を活用し、市の木「桜」による水と緑の花回廊事業の展開に着手します。実は、昨日、その桜の苗木の植栽を行ったところですが、子供から大人まで、市民が、また企業の参加御協力も得まして、それぞれが手を携えて苗木を見守り育てていく手づくりの事業が軌道に乗れば、瑞穂市の大きな自然豊かな財産として誇れるものになるわけであります。そして、それが憩い、潤い、いやしの空間を創出すれば、まさに理想的な居住空間ができるものと期待します。どうか市民の皆さん一人ひとりが自分のできることから参加・協力をしていただきまして、郷土愛をはぐくむ事業になってほしいと切に望むものでございます。昨日は、議会の皆さんも御参加をいただきました。この場をおかりして、厚くお礼を申し上げたいと思います。

次に、第3章の「誰もが生き生きと暮らせるまちづくり」事業でございます。

働きながら子育てに頑張っておられる若い世代を地域ぐるみで応援するため、牛牧小と南小校区の放課後児童クラブの施設の改修と建築を進めます。

さらに、妊婦の方の健康診査の助成を5回から14回にふやすほか、今年度から始まっております保険者の40代からの特定健診に加え、その前段階からの自主健康管理を目指して、30代の健診サービスを新規事業として計上しました。このほか、新生児の対策にも配慮をいたしております。一方で、障害のある方、高齢者の方にも、できる限り自分の力で住みなれた地域で生活していただけるよう、各種サービスの充実も盛り込んでおります。こうした事業は、結果的に医療費の削減につながり、各種保険料の抑制につながるものと願いつつ、創意工夫を凝らしたところであります。

続きまして、第4章の「希望を育むまちづくり」事業では、前述しました穂積中学校の校舎整備事業、牛牧第2保育所の増改築事業、ほづみ幼稚園の耐震化と改修事業や巣南中学校の増築結成、さらには教育支援センターの整備、ぎふ清流国体の準備費も計上いたしております。

次いで、第5章の「活気あふれるまちづくり」事業です。

今年度の目玉事業とも言えるかもしれませんが、従来の「産業経済課」を「商工農政課」と名称を改めまして、課員も1名ですが増員します。議会からも御指摘をいただいております行政と商工農業者との連携を密にし、さらには東海環状自動車道路の西周りルートの神戸大野インターの計画にあわせ、より商工業の発展と企業誘致も視野に入れながら、行政事務に着手していく所存でございます。一方で、労働者の雇用対策、就業支援や生活資金等の融資対策にも今まで以上に事務の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、第6章の「市民が主体のまちづくり」事業です。

これは、既に各種審議会を立ち上げ、市民参加の仕組みを築いてまいりましたが、さらに層を厚くしてまいる所存です。現在、男女共同参画計画を策定中であり、また、まちづくり基本

条例も着手しておりますが、拙速に進めるのではなく、皆さんの意見をお聞きしながら、さらには市民の参加を得ながら、策定のプロセス、経過そのものがまちづくりの参加の場所という意識のもと、この瑞穂市に合った計画・条例をつくり上げてまいりたいと考えております。どうか議員の皆様方の御理解と御支援を賜りたいと考えております。

また、行政事務の見直しを図り、監査事務局に専任職員を配することとし、執務場所も1室設けることといたしました。マニフェストに掲げた監査能力を高めるための措置であり、御理解をお願いしたいと思います。

次に、指定金融機関についてお話をさせていただきたいと思います。この指定金融機関は、合併協議会において3年をめぐりに定期的に見直すこととされております。よって、このたび関係機関に資料の提出を求めまして、検討をいたしました。その結果、現指定金融機関の大垣共立銀行は、平成20年12月末現在で、自己資本比率9.58%、不良債権比率3.32%などと経営状況には何ら問題はなく、さらに公金収納率44.7%と市民の多くの方に利用されている実態も含めて考えますと、引き続きお願いすることと判断をいたしましたので、ここに報告をさせていただきます。

さて、本会議に提出し審議をお願いする案件は、人事案件1件、規約の変更1件、字区域の変更1件、財産の低額譲渡1件、条例の制定、改正に関するもの7件、平成20年度補正予算に関するもの9件、平成21年度予算に関するもの9件、市道路線の認定に関するもの1件の計30件であります。

それでは、順次その提出議案の概要を説明させていただきます。

議案第1号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員 不破齊氏の任期が平成21年6月30日に満了するため、引き続き同氏を委員の候補者として法務大臣へ推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第2号もとす広域連合規約の変更についてであります。当該広域連合にある介護保険システムの回線を使用し、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の特別徴収データを国保連合会へ送信するため、もとす広域連合規約の一部を変更したく、議会の同意を求めるものでございます。

議案第3号でございます。字区域の変更についてでございます。平成21年6月1日より、本田字追付の一部、字大道下の一部、字八幡東の一部を、当該地域の将来的な開発を想定し、生津字西川原へ変更するため、議会の議決を求めるとでございます。

議案第4号でございます。財産の低額譲渡についてでございます。工場誘致の際、協力していただいた方に対し、土地の譲渡の手續が遅延していたものを低額、すなわち当時の価格にて譲り渡したく、議会の議決を求めるとでございます。

議案第5号であります。瑞穂市放課後児童健全育成事業実施条例の制定について。留守家庭

児童等の授業終了後の適切な遊び場及び生活の場を確保し、児童の健全な育成を図ることを目的に、児童福祉法第6条の2第2項の規定に基づいて放課後児童健全育成事業を実施するため、市の条例を制定するものでございます。

議案第6号瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市農業振興地域整備促進協議会条例の一部を改正する条例についてであります。将来の市の発展を考え、より商工農業行政を充実させるとともに、市民にわかりやすい課名とし、「産業経済課」を「商工農政課」に変更したく、関連する条例を改正するものでございます。

議案第7号瑞穂市職員定数条例の一部を改正する条例についてでございます。監査委員の事務局に専任の職員を置くため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。人事院勧告による法改正により、平成21年4月1日から国家公務員の勤務時間が短縮されることに伴い、当市においても、これに準じて関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。特殊勤務手当を見直し、税務手当及び幼稚園送迎バス運転手当を廃止するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第10号瑞穂市体育施設条例の一部を改正する条例についてでございます。体育施設のうち、揖斐川左岸河川敷にある瑞穂市中宮グラウンドを廃止するため、市条例の改正を行うものでございます。

議案第11号瑞穂市給水条例の一部を改正する条例についてであります。水道料金の催告手続等について、その規定をより明確にするため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億9,036万1,000円を追加し、総額153億9,842万1,000円とするものでございます。また、5事業の繰越明許費の追加、1事業の債務負担行為の廃止、4事業の地方債の変更をお願いいたします。

歳出については、国の第2次補正予算に関する補正及び平成20年度事業をほぼ終了するに当たり、工事費や委託業務契約の契約額の確定、そして扶助費の決算見込み額に伴う増減額でございます。

総務費では、定額給付金支給事業として7億9,754万9,000円を計上し、繰越明許費を設定いたします。平成21年度に予定していましたが超高速ブロードバンド基盤整備事業についても、平成20年度の国の第2次補正による地域活性化・生活対策臨時交付金事業として実施をしたく、債務負担行為を廃止し、9,000万円を補正計上するとともに、繰越明許費を設定いたします。

民生費では、子育て応援特別手当支給事業として4,424万1,000円を計上し、繰越明許費を設

定します。そのほか、乳幼児等医療費を2,148万8,000円を増額するほか、その波及分を含めた国民健康保険事業特別会計繰出金4,345万8,000円を増額いたします。また、牛牧第2保育所の増築に必要な用地が地権者の御理解が得られましたので、その残額を減額いたします。

土木費では、道路橋梁費1,479万6,000円の減、都市計画費1,530万円の減、下水道費2,307万2,000円の減額などがございます。

教育費は、全体で5,349万5,000円の減額となります。

歳入については、今回の世界同時不況の影響で、法人税で9,000万円の減額が見込まれます。また、国の第2次補正関連分として、総務費国庫補助金で8億5,234万3,000円、子育て応援特別手当交付金で4,424万1,000円、まちづくり交付金で2,300万円、県補助金として妊婦健診事業で1万2,000円の増額を計上いたしております。

市債では、事業費の確定に伴い1億600万円を減額いたします。

その他、事業の確定または見込みにより歳入を見込んでの補正となっておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議案第13号平成20年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,588万4,000円を減額し、総額41億4,346万6,000円とするものでございます。

歳入については、国民健康保険税を801万1,000円減額して11億7,674万9,000円とし、国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金及び高額医療費の共同事業交付金の概算額が確定したことにより、合わせて1億1,836万3,000円減額をします。

繰入金においては、一般会計から福祉医療の波及増分を含め4,345万8,000円と基金繰入金651万4,000円の増額となります。

歳出については、増高を続ける医療給付により保険給付費が1億5,400万円の増額となります。

一方、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、老人保健拠出金、介護納付金及び共同事業拠出金の概算額が確定したことにより、合わせて2億2,942万3,000円減額をします。

また、保健事業費では、特定健診などの不用額を97万8,000円減額し、基金積立金においては基金利子51万7,000円を増額するものでございます。

議案第14号平成20年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,899万4,000円を減額し、3億305万8,000円とするものでございます。

歳入については、高齢者医療制度の円滑な運営のため、保険料の負担軽減の特別対策が実施されたことに伴い、保険料を1,827万2,000円減額し、その事務費として国庫支出金38万1,000円を計上しました。後期高齢者医療広域連合支出金で、すこやか健診事業の実績に伴う保健事

業費委託金として270万6,000円を増額します。

また、一般会計からの繰入金は1,405万円減額しますが、その内訳は、事務費、保険基盤安定、保険事業費の各繰入金の概算額が確定したことによるものでございます。

一方、歳出については、総務費で郵送料を44万3,000円減額し、後期高齢者医療広域連合納付金として保険料負担金を2,009万2,000円減額し、保険事業費負担金207万8,000円を増額するものでございます。

また、保健事業費として、すこやか健診の委託料1,053万7,000円を減額するものでございます。

議案第15号平成20年度瑞穂市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,161万1,000円を減額し、3億2,804万2,000円とするものでございます。この会計は、御承知のように後期高齢者医療事業へ移行されるもので、額も前年度より大きく減額をいたしております。

歳入については、支払基金交付金、国庫支出金及び県支出金の概算額が確定したことにより、合わせて2,111万円を減額し、一般会計からの繰入金も公費負担の概算額が確定したことにより1,050万1,000円減額をするものでございます。

また歳出では、医療給付費、医療費支給費及び審査支払手数料で3,161万1,000円を減額するものでございます。

議案第16号でございます。平成20年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）について。歳入歳出予算総額からそれぞれ1,117万6,000円を減額し、2億6,849万7,000円とするものです。

補正の主な理由は、給食予定計画人員の減少による給食費歳入の減額で、歳出の賄い材料代を同額減額補正するものでございます。

議案第17号平成20年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,631万4,000円を減額し、総額を1億7,945万円とするものでございます。

補正の主なものは、私道の管路工事の一部を行わなかった工事請負費、水道管移設補償費の減額及び消費税額の見込みが確定したため公課費を減額するもので、歳入については、一般会計繰入金を1,639万2,000円減額するものでございます。

議案第18号平成20年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出の総額からそれぞれ270万円を減額し、歳入歳出それぞれ2,273万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、施設修繕費を減額するもので、一般会計の繰入金を同額減額補正するものでございます。

議案第19号平成20年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。歳入歳出予算総額からそれぞれ2,876万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億3,056万4,000円とするものでございます。

補正の主なものは、設計委託、施設修繕、私道管路工事など事業費の確定による工事請負費の減額と消費税の見込み額の確定による公課費を減額するもので、その分、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

議案第20号平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。業務予定量において、給水戸数を200戸、年間総給水量3万230立方メートルを減量するものでございます。

収益的収入及び支出において、収入を497万7,000円減額、支出を1,464万8,000円減額するものでございます。

資本的収入及び支出については、収入を362万5,000円の減額、支出については4,428万1,000円を減額補正するものでございます。

なお、資本的収支の不足する額については、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんし、職員給与費を6,219万6,000円に、棚卸し資産購入限度額を1,172万3,000円に改めるものでございます。

議案第21号平成21年度一般会計予算についてでございます。歳入歳出それぞれ163億6,000万円で、平成20年度と比べまして25億8,000万円、18.7%増の大型予算となりました。国の財政出動を活用しながら、将来へのまちづくりに積極的に投資した予算となっております。

その主な事業は、就学前の一貫した保育、教育の充実を考え、牛牧第2保育所の増築に約4億円を、ほづみ幼稚園の改修には、21年度、22年度の継続事業とし、5,800万円を計上しました。

また、生徒の増加と耐震化を考え、穂積中学校を増改築するため、これも21年度、22年度の2ヵ年の事業とし、16億6,800万円、巢南中学校の増築設計費として1,100万円計上をいたしました。

安全・安心な都市基盤整備事業では、今年度の地方道路整備臨時交付金事業にかえて、国の地域活力基盤創造交付金事業として、宝江地内・古橋地内の道路整備を進めます。また、まちづくり交付金事業では、JR穂積地区で1億円、瑞穂中央地区で2億8,000万円、下犀川橋橋梁事業に1億3,400万円の事業を予定いたしております。

また、国の補助を受け、母子ともに健やかな妊娠期を過ごしてほしいとの願いで、妊婦健康診査助成金としての助成を5回から14回分とします。特定不妊治療費の助成金として年10万円を5年間、そして、新生児全員1人3,700円を新生児聴覚検査助成金として助成をいたします。今年度から始まっています保険者による40歳からの特定健診や特定保健指導に加え、30歳代へ

の健診事業を充実させてまいりたいと考えております。

一方、最も心配いたします歳入でございますが、個人市民税で7,512万3,000円、2.8%の減の26億1,173万円を、法人市民税では1億5,900万円、33.8%減の3億1,130万円を見込んでおります。主な大型事業の財源として、国庫補助金、交付金、起債をできる限り活用してまいります。大変な経済状況が予想されますが、市民の皆さんと、だれもが住みたい希望に満ちたまちづくりをともに築き上げていきたいと考えております。よろしく御審議賜りたいをお願いを申し上げます。

議案第22号平成21年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出それぞれ41億4,686万4,000円で、平成20年度に比べて4,731万7,000円、1.2%増であります。

歳入につきましては、保険税が11億4,041万2,000円で、前年度予算より4,434万8,000円、3.7%の減額となっております。

医療給付費に対応する公費の負担として国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金の合計額は12億5,522万2,000円を、前期高齢者交付金及び高額医療費の共同事業交付金の合計額が10億6,465万2,000円を見込みました。

一般会計からの繰入金は、福祉医療費の波及増分と保健事業の加算分を含め2億9,012万5,000円を、国民健康保険基金からは3億4,500万円の繰り入れをいたします。

歳出では、ふえ続ける医療費として保険給付費を27億113万1,000円見込んでおります。これは、20年度予算に比べ2億4,464万6,000円、10%の増額でございます。ふえ続ける医療費の抑制策として特定健診を実施しております。新年度より新たに特定歯科健診を導入します。健康な歯は丈夫な体をつくります。ぜひ受診していただくとともに、健康づくりに励んでいただき、保険給付費の抑制につながることを願うものであります。

議案第23号平成21年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。歳入歳出それぞれ3億556万9,000円で、平成20年度に比べて1,113万5,000円、3.5%減とするものです。

歳入につきましては、後期高齢者医療保険料が2億3,841万7,000円で、20年度に比べ1,695万5,000円、6.6%の減額となっております。減少の理由としては、9割軽減の新設を初めとする軽減の継続実施によるものと、経済不況による所得の減少が上げられるところでございます。その他といたしましては、後期高齢者医療広域連合支出金725万9,000円、繰入金5,935万2,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、主として後期高齢者医療広域連合納付金として2億9,242万7,000円で、この内訳は保険料と保険基盤安定繰入金になります。保健事業費においては、健康診査としてすこやか健診に733万9,000円を計上いたしております。

議案第24号でございます。平成21年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算についてございま

す。歳入歳出それぞれ540万1,000円で、平成20年度に比べて2億7,685万1,000円、98.1%の減であります。この会計は、平成20年4月から開始された後期高齢者医療制度へ移行したことにより、平成20年3月までの医療給付費の支払いを精算するものでございます。

歳出として、平成20年3月までの月おくれ医療諸費532万7,000円を見込み、その医療給付費に対応する公費負担としての歳入は、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び一般会計繰入金の合計で534万5,000円としました。

なお、この老人保健特別会計は、平成22年度をもって精算終了をいたします。

議案第25号平成21年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出それぞれ2億8,295万8,000円で、平成20年度に比べて349万円、1.2%の増であります。

給食対象人員は、園児・児童・生徒6,075人、そのほか558人の計6,633人、給食日数は小・中学校で199日を見込みました。

議案第26号平成21年度瑞穂市下水道事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出それぞれ2億218万7,000円で、平成20年度に比べて642万3,000円、3.3%の増であります。

歳出の主なものは、施設管理費の業務委託費2,699万7,000円、管路整備事業等工事請負費1,610万円及び公債費1億2,693万3,000円などでございます。

歳入の主なものは、下水道使用料4,488万7,000円、一般会計からの繰入金1億3,259万円です。

議案第27号平成21年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出それぞれ2,811万9,000円で、平成20年度に比べて268万2,000円、10.5%増であります。

歳出の主なものは、施設修繕費572万8,000円、業務委託費704万2,000円、公債費1,091万2,000円などでございます。

歳入の主なものは、使用料767万8,000円、一般会計からの繰入金1,943万8,000円です。

議案第28号平成21年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出それぞれ2億5,457万2,000円で、平成20年度に比べて67万4,000円、0.3%の増であります。

歳出の主なものは、施設管理費の業務委託料1,673万1,000円、管路整備事業等工事請負費880万円、公債費1億7,270万9,000円などでございます。

歳入の主なものは、使用料3,190万2,000円、一般会計繰入金2億1,566万3,000円です。

議案第29号でございます。平成21年度瑞穂市水道事業会計予算についてでございます。業務の予定量を給水戸数1万4,600戸、年間給水量449万5,190立米といたしました。

収益的収入及び支出においては、収入予定額を4億6,336万5,000円、支出予定額を4億3,242万3,000円、資本的収入及び支出においては、資本的収入を8,346万8,000円、支出予定額3億8,614万1,000円と定めるものでございます。

なお、資本的収支の不足する額については、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。

最後になりました。議案第30号市道路線の認定及び廃止についてでございます。新たに10路線の認定及び2路線の廃止を行うものでございます。新規認定する10路線の内訳は、宅地開発に伴う管理引き継ぎ及び寄附による認定が9路線、道路改良事業に伴う認定が1路線でございます。

以上、議案につきまして概要を御説明申し上げました。どうか十分な御審議をいただき、適切な御決定をいただきますことを心からお願い申し上げまして、私の提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時41分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち議案第1号と議案第2号を、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち議案第1号と第2号は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

議案第1号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） これより議案第1号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

人権擁護委員候補者に不破齊君を適任とする意見の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第1号人権擁護委員候補者の推薦については、不破齊君を適任とすることに決定しました。

議案第2号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） これより議案第2号もとす広域連合規約の変更についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。

議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第35 発委第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第35、発委第1号瑞穂市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会改革検討特別委員会委員長 堀武君。

議会改革検討特別委員長（堀 武君） 議会改革検討特別委員会委員長 議席番号16番 堀武です。

議会改革検討特別委員会の全委員の賛成を得て、発委第1号瑞穂市議会会議規則の一部を改

正する規則についてを本日、議長に提出いたしました。提出の根拠は、地方自治法第112条及び瑞穂市議会会議規則第13条の規定であります。

提出の理由は、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、議会活動の範囲を明確化するため、議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができる条文が追加されたことに伴い、市規則の改正を行うものです。

お手元に配付されております改正案の趣旨説明を行います。

今回の地方自治法の改正により、別表のとおり、全員協議会、議会広報編集委員会、委員会協議会を議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場として設けることを会議規則で規定するとともに、必要な条文整備を行うものです。

以上、改正案の趣旨説明をさせていただきましたが、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（小川勝範君） これで趣旨説明を終わります。

発委第1号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託しません。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

日程第36 瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙

議長（小川勝範君） 日程第36、瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙を行います。

瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の選挙について、同組合議員が平成21年3月31日で任期満了になるため、組合同規約第5条の規定により後任を選挙する必要があります。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法については指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、私が指名することに決定をいたしました。

瑞穂市・神戸町水道組合議会議員に、馬淵義智君、馬淵健司君、高田修君、高田正美君、馬淵弘基君、高田實君、馬淵武君の以上7名を指名したいと思います。

お諮りします。ただいま私が指名した方を瑞穂市・神戸町水道組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま私が指名した方が瑞穂市・神戸町水道組合議会議員に当選されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。大変御苦労さまでした。

延会 午前11時53分